

ECOんちゅプラン

(要 綱)

令和7年10月1日実施

沖縄電力株式会社

本 則

1 適 用 範 囲

- (1) この要綱は、次の地域に適用いたします。
沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）
- (2) この要綱は、当社が指定する契約種別（インターネット上の当社所定のウェブサイトにおいてお知らせするものとし、以下同様といたします。）にて需給契約を締結しているお客さまが、当社が提供する電気を再生可能エネルギーから生じるCO2排出量ゼロの価値を用いてCO2排出量を調整したものとすることを希望し、当社がこれに応じて当該お客さまにCO2排出量を調整したメニュー（以下「ECOんちゅプラン」といいます。）を提供するときに適用される基本的な契約条項を規定したものであり、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。
- (3) 当社は、CO2排出量の調整にあたり、再生可能エネルギー電源から生じた非化石証書を活用するものいたします。
- (4) この要綱は、お客さまに適用されている他の要綱（以下「他の要綱等」といいます。）と一体のものとし、かつ当社とお客さまとの間の需給契約の一部分をなすものとして適用いたします。なお、他の要綱等が変更された場合は変更後の他の要綱等によります。
- (5) この要綱に定める事項について、他の要綱等に異なる定めがある場合は、当該事項については他の要綱等によらず、この要綱の規定を適用するものいたします。

2 要 綱 の 変 更

- (1) 当社は、法令もしくは他の要綱等の変更その他の事情により、この要綱を変更する場合があります。なお、消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は変更された税率にもとづきこの要綱を変更いたします。
- (2) 前項の場合、変更後のこの要綱は、変更前からこの要綱の適用を受けているお客さまに対しても、変更の日をもって適用するものいたします。

(3) (1)の場合、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を次のとおり行なうことを、あらかじめ承諾いただきます。

イ 供給条件および契約締結前の書面は、変更となる事項のみを、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法（以下「電磁的方法」といいます。）その他当社が適切と認める方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

ロ 契約締結後の書面は、当社の名称および住所、契約年月日、変更となる事項および供給地点特定番号のみを記載し、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

(4) 当該変更の内容が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他需給契約の実質的な変更をとみなさない内容である場合、(3)に関わらず、契約締結前後の書面交付を行なうことなく、当該変更となる事項の概要のみを、電磁的方法その他当社が適当と認めた方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 契約の成立および適用期間

(1) この要綱による契約（以下「この契約」といいます。）は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) この契約の適用期間は、当該契約の成立日直後の検針日（成立日からの期間が短い場合、さらに翌月の検針日とすることがあります。また、需給契約と同時に適用を希望される場合は需給契約の開始の日といたします。）から需給契約の消滅日までといたします。ただし、需給契約の契約期間が延長された場合、これに伴いこの契約の適用期間も延長するものといたします。

(3) お客さまは、この契約の適用に伴う需給契約の変更に際して、当社が法令に定める供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、原則として、2（要綱の変更）(3)および(4)に定める方法により行うことをあらかじめ承諾していただきます。

(4) お客さまがこの契約を廃止することを希望する場合は、あらかじめその旨を当社に申し出ていただくこととし、当社は、当該申し出に応じてこの適用を終了いたします。ただし、需給契約が継続している場合のこの契約の廃止日は、申し出直後の検針日（需給契約と同時に廃止を希望される場合は需給契約の廃止日）といたします。

4 電源構成および非化石証書の使用

- (1) 当社は、ECOんちゅプランの提供に先立ち、この要綱により供給する電気が、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギーによる電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (2) 当社は、この要綱により供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況の実績値を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)および(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則としてインターネット上の当社所定のウェブサイトに掲載することにより、毎年、お客さまにお知らせいたします。

5 料 金

各月の料金は、他の要綱等によって料金として算定された金額に、(1)によって算定された金額（以下「ECOんちゅプラン料金」といいます。）を加えたものといたします。

(1) ECOんちゅプラン料金

ECOんちゅプラン料金は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{ECOんちゅプラン料金} = \text{(2)のECOんちゅプラン対象電力量} \times \text{(3)のECOんちゅプラン料金単価}$$

(2) ECOんちゅプラン対象電力量

ECOんちゅプラン対象電力量は、他の要綱等にもとづく需給契約のその1月の使用電力量といたします。

(3) ECOんちゅプラン料金単価

ECOんちゅプラン料金単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円65銭
------------	-------

6 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社はこの契約を解約することがあります。この場合には、その旨と解約日をお客さまにお知らせいたします。

イ 他の要綱等による需給契約が解約された場合

ロ お客さまがその他この要綱に反した場合

(2) お客さまが、当社が指定する契約種別以外の契約種別に変更された場合は、変更前の需給契約の最終検針日にこの契約は消滅するものといたします。

7 ECOんちゅプランの提供中止

(1) 当社は、天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由の発生によりこの契約の全部または一部の履行が困難となった場合は、その提供を中止することがあります。この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) (1)の場合またはこの要綱の適用状況その他により、当社は、この要綱を終了することがあります。この場合には、適用期間中であっても、お客さまにお知らせのうえ、この契約を終了いたします。

(3) 当社は、(1)または(2)によりお客さまが受けた損害について、賠償の責めを負いません。

8 そ の 他

この要綱に定めのない事項については、他の要綱等の定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この要綱は，令和 7 年10月 1 日から実施いたします。

